

防衛大人権侵害裁判を支援する会

支援する会ニュース 第5号

2017. 10. 1

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルピービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

第7回口頭弁論（被告・個人）

防衛大人権侵害裁判第7回口頭弁論が9月4日（月）10時30分より福岡地裁301号大法廷で開かれました。大法廷はほぼ満席となりました。本裁判は個人の被告8名に対する裁判として審理されました。

第7回口頭弁論のポイント

（弁護団・赤松秀岳弁護士／佐藤博文弁護士）

■裁判報告会



裁判終了後、割烹「みくに」において報告会が行われました。参加は59名です。報告会は、支援する会の末永節子さんの司会で進められました。支援する会を代表して共同代表の石村善治さんより、2008年に「さわぎり人権侵害裁判」を高裁で逆転勝利判決を勝ち取った。この教訓をいかし、本裁判のバネにしていきたいと、支援の訴えがありました

続いて、事務局の前海満広さんより、①報告会の会場などに「カンパ箱」を置いて財政支援の訴え、②ニュース（会報）が支援者やほしい人に届いていないところがあり、ネットにアップしてより広めてほしい、との支援者からの声として紹介し、支援する会として取り組んで行くことの確認がありました

また、10月4日で結成丸1年を迎えることで、

次回10月16日（月）の裁判終了後に報告会を兼ねて「支援する会第2回総会」を開催する提案がなされ、全体で確認されました。



裁判報告を弁護団より、赤松秀岳弁護士、佐藤博文弁護士からそれぞれ行って頂き（下記紹介）質疑に入りました。

原告の地元地域のなかで活動されている土田美里さんによる活動報告、原告母親からの訴えのあと質問、意見と進みました。最後に、原告青年からのお礼と支援の訴えがあり、次回裁判日程を確認し終わりました。

第7回裁判は「原告の防衛大時代の先輩や同級生ら個人の被告8名に対する裁判」としておこなわれましたが、次回裁判は、同法廷で「個人・国に対する裁判」として連続進行として審理されます。傍聴体制よろしくお願い致します。

終了後、佐藤弁護士、原告母親をはじめ7名で昼食交流会を行い連帯を深めあいました。

■赤松秀岳弁護士

現在、個人の被告と国とが分離された状態です。今日の裁判は個人の被告に対する請求の審理です。個人の被告との関係でいま最大の問題点は、先輩が後輩に対する指導の形で暴行行為を行った。これは外形上指導に関連するものであって、国が責

任を負う。だから自分は、個人の責任を負わない。こういう事を言い始めていることです。

確かにそのような趣旨の最高裁の判例はありますが、その判例は、例えば、一般人が公務員から危害を加えられて、その公務員が、外形上、例えば、警察官がピストルとか警棒により、外見からみたら警察官が職務行為に見えるような行為で怪我をさせるなど、警察官の権限内容でなく、何ら警察との関係が正当ではなかった。こういった行為には、公務員の個人の責任は負わないと主張してきています。それに対して、こちらは、それはおかしいだろうと、反論しています。これがまず、第一の問題点、争点です。

それからもう一つの争点は「証人調べ」。個人の被告、あるいは原告本人を裁判所に呼んで、証人調べをする。

実際に裁判所に出てもらって、本人の口から当時の状況を語ってもらう。我々は証人調べを実現したいと思っています。

当然、個人の被告たちはこれに反対をしています。本当は、証人調べに出てくるのは嫌なようで、個人の被告の人たちは色々理由を付けています。いま自衛官で海外にいるのでなかなか出て来れないなど、いろんな理由を述べていますけど、本音は出たくないんだと思います。それならば、もう出ている証拠で、事実認定することになるでしょう。

我々が出した証拠ではなくて、防衛大の中で学生の処分の調査で明らかのように、ロッカーを叩いたとか、何回殴ったとか、そういった調査があります。

我々の方としては、もっとひどいことをやっていると主張しています。防衛大の作成した調書の中でもそういった記述があるので、もし、証人調べを逃げるあまりに、事実認定してしまっている証拠のなかで良いんだということになると、ここは、個人の被告の責任を一定程度認める方向に傾いていくんだと思います。少しこちらに風が吹いてきている感じがしています。

それから、「証人調べ」ですけど、その必要性を本当に何度も何度も裁判所に述べてい

ます。

いつ、どこで、だれが、何回殴ったとかも重要ですけど、それがどういう状況でなされたのか。周りにたくさん学生たちがいて、殴った後にみんなにやにや笑っている。

原告の心の痛み、精神的損害、心の傷に対する賠償請求ですから、それがどういう状況でなされたのか、このことを明らかにする必要があります。そのためにも是非、証人調べを行ってほしいと言うことを裁判所に対して求めています。

もちろん、証人調べは被告と原告両方の話しを聞くべきですが、仮に、被告のすべての証人調べを裁判所側が認めない場合でも、原告の本人尋問だけはやってほしいと、何回も主張しています。

少し前まで裁判所は、証人調べは必要ないとの被告の意見に引かれていましたが、今日の進行協議では、この問題についてはもう少し検討してみたいということのようです。まだ、成果が出るか分かりませんが、少し押し返すことが出来たのではないのでしょうか。

何人かの被告の中には早く判決してほしい、早く判決を出してくれ、というものもおります。裁判所の方で和解をしてほしいと、もうこれ以上この裁判にお付き合いできないのだと、そういう意図が見え隠れするような主張をする人もいます。

今日は法廷が終わったあとも進行協議でそういった意見が代理人から出されましたが、裁判所はそれに対して直ちに判決を出すのではなく、もう少し検討したいと言うことでした。我々としてはもう少し見守りたいと思います。少し押し返しつつあるかなと思っています。

■佐藤博文弁護士



みなさんご苦労様です。
弁論が分離されて、今日は初めての個人の関係の弁論ということで、スケジュール的にも支援して

頂くみなさんなかなか大変なところが正直あったと思いますが、こんなに沢山、一番大きな法廷を埋めて頂いてありがとうございます。

いま、赤松先生がおっしゃられた通りで、今日、裁判所が主張整理はこれで終わり、次回10月の弁論では証拠決定をします。しかも、こちらから証拠調べを申請しているものについてもあまり認めない方向で、という流れになってはまずいとの思いで札幌から来ました。

被告代理人の方から、この先裁判所はどう見通して考えるのだと質問があり、それに対して左陪席がまだ検討中で何も結論を出していないとはっきり言っていました。被告の方は、すぐ判決を出してほしいと。

これに対して、原告本人の証拠調べだけやるとか、被告の1人だけ調べるとか、色々あるわけですが、それらについて少なくとも今日の進行協議等のやりとりでは裁判所はまだ具体的には考えていないと言うことがわかりました。

こういう事件ではあらかじめ「前出し」と

いうものが普通あるのですが、それもなかったというのが今日の弁論と進行協議の状況です。そういう意味では私どもの方から証拠調べをきっちりやらせるというのが大事と思うのです。

彼らが証人に立つということは、自分の責任を軽くしようと思ったから学校の責任や周りの先輩たちの責任の証言をしなければいけないんです。じゃ逆に、自衛隊を守るために、防衛大学校を守るために、全部私が悪かったんですと証言をするのか。それも出来ない、つまり、そういう状況にあるからこそ、証拠調べをしたくない訳です。

ここのところをきちっと追及していくことが、国の責任との関係でも大事なポイントとなっていると思います。また10月にも来ます。今度は国も一緒ですので、皆さんと一緒にこの裁判の大きな進展をはかるようにがんばっていきたいと思います。今日はみなさんどうもありがとうございました。

■原告・母親からの訴え



今日はお忙しい中ありがとうございます。先日、日本母親大会が岩手であり、熱望して参加させて頂きました。パワフルなお母さん方が、何千人でしょうか、見たこともないような凄い人数おられました。分科会の一つ、南スーダン派遣は違憲だということで、裁判をされている原告のお母様の覚悟が本当に凄いなあと思いました。お孫さん、息子さんにも会いたいだらうに迷惑をかけたらいけないと絶縁状を送り、頑張っていらっしゃるのを知り、自分はまだまだ弱くなって反省しました。たくさんのお母さん方が、日本の未来を心配している、凄く鋭気というか闘う気力も頂けました。

息子を守りながらの裁判になります。息子は証人調べで法廷に立つ心づもりです。今日、法廷で少し述べられましたが、なかなか口に出して言えないような指導、そういう人権侵害が実際行われてきたことをこれから少しでも裁判によって明らかにして、もう二度と同じ目に遭う若者がでないことを願います。

裁判が終わりまた元に戻ってしまっただけは、本当にいっしょだと思うんです。公務員だからと個人の代わりに国の支払を認めれば学生を野放にしてしまうようなものです。その面でも、この裁判は重要だと改めて認識させられました。先生方にはがんばって頂き、息子が法廷に立つ時はみなさんの力強いご支援が頼りになります。どうか、息子を守ってあげてください。お願いします。

■原告・青年からの訴え

みなさん毎回ご支援ありがとうございます。原告の青年です。すこしでも実態を知ってもらいたくて、これからこういうことが起きないように、こういう事件が起きないように最後まで闘って行きたいと思いますので、みなさんこれからも応援よろしくをお願いします。

この間の裁判経過

第1回裁判	2016年5月23日(月)	福岡地裁303号法廷
第2回裁判	2016年7月11日(月)	福岡地裁303号法廷
第3回裁判	2016年10月4日(火)	福岡地裁303号法廷
第4回裁判	2016年12月6日(火)	福岡地裁303号法廷
第5回裁判	2017年3月6日(月)	福岡地裁301号法廷
第6回裁判	2017年6月19日(月)	福岡地裁301号法廷
第7回裁判	2017年9月4日(月)	福岡地裁301号法廷

10/16(月)
5990

次回裁判 (口頭弁論)

日時 10月16日(月) 10時30分

法廷 福岡地裁301号

* 次回裁判は個人の被告8名に対する裁判と国に対する裁判が連続して審理されます。

個人に対しては証人調べの実現を！国に対してはどれだけ黒塗りのない文書を提出させるか！

支援する会第2回総会&報告会

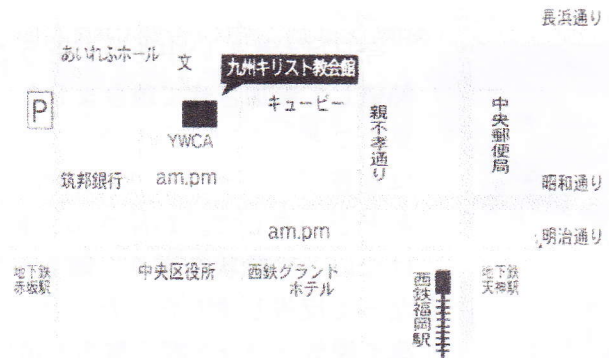
日時 10月16日(月)

会場 「九州キリスト教会館」

福岡市中央区舞鶴2-7-7 電話 092-712-6808

* 会場が変更になる場合があります

支援する会は昨年10月4日に結成し1年を迎えます。報告会と兼ねて「第2回総会」を開催します。※裁判終了後、直ちに移動。11時15分ごろより開催！



地下鉄「赤坂駅」3番出口より徒歩約7分
バス「法務局前」又は「舞鶴1丁目」バス停より徒歩約5分(昭和通り)
「大名2丁目」バス停より徒歩約6分(明治通り)

◆財政支援カンパ

* 郵便振替 一口1,000円(何口でも可)
名称/防衛大人権侵害裁判を支える会
口座/01750-5-145369

*労働金庫

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会
事務局長 前海満広
口座/九州労働金庫福岡県庁前支店
6725504



いいね!
facebook

「情報を共有」フェイスブックにアップ！
「防衛大人権侵害裁判を支援する会」で検索

ドイツは議会がコントロール
「個人の尊厳を侵すは許さず」

< 4 >

8人部屋(班長+7人/年)